

参議院沖繩及び北方問題等に関する特別委員会会議録第十二号

(三〇)

昭和四十三年五月十五日(水曜日)

午前十時十分開会

委員の異動

五月十四日

辞任

平島 敏夫君

補欠選任

小柳 牧衛君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

伊藤 五郎君

増原 恵吉君

山本茂一郎君

岡田 宗司君

黒柳 明君

井川 伊平君

植木 光教君

内田 芳郎君

大谷 賢雄君

北畠 教真君

小柳 牧衛君

平泉 渉君

安井 謙君

川村 清一君

森 元治郎君

片山 武夫君

春日 正一君

国務大臣

国務大臣

政府委員

総理府特別地域
連絡局長

田中 龍夫君

山野 幸吉君

事務局側

常任委員会専門
員

常任委員会専門
員

瓜生 復男君

鈴木 武君

本日の会議に付した案件

○沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(伊藤五郎君) ただいまから沖縄及び北方問題等に関する特別委員会を開会いたします。委員の異動について報告いたします。

昨十四日、平島敏夫君が委員を辞任され、その補欠として小柳牧衛君が委員に選任されました。

○委員長(伊藤五郎君) 沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法案を議題といたします。前回に引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○川村清一君 いただきました説明書の中に琉球政府における資金の使途という説明があるわけですが、この中に「産業開発等資金融通計画」という説明がございまして、そこに「農林漁業の振興に必要な資金」として農林漁業中央金庫に対して二億七千万、それからその下に漁船建造資金融通特別会計一億円と、こういうふうな説明がなされておりますが、この漁船建造資金融通特別会計一億円というものの内容について、どういう内容を持っているのか、御説明願いたいと思います。

○政府委員(山野幸吉君) 御案内のように、沖縄の漁船は、一般的に申しますと非常に耐用年数の来たより古い漁船が、しかも小型漁船が多いわけ

でございます。そこで、ここ数年、琉球政府のほうから漁船建造資金についてぜひ本土政府から援助してもらいたいという要請がございまして、当所は、二、三年前はたしか五千万ぐらいでしたが、逐次増額いたしまして援助を行なってきたわけでございます。大体毎年二、三十トンクラスの漁船を十隻から十二隻程度この会計のほうから建造してあるわけでございまして、その資金の一部を援助してあるわけでございまして、

○川村清一君 この農林漁業中央金庫二億七千万、この中金のほうの資金は漁船建造資金のほうに融資はされておられないわけですか。

○政府委員(山野幸吉君) この資金のほうは、やはり系統団体の融資資金中心でございまして、したがって、漁船建造資金には直接回されていまいやうに承知しております。

○川村清一君 そうしますと、漁船建造資金融資特別会計、この会計には本土政府のほうからは今回一億ですね。ただいまの御説明によりまして、以前に三千万から四千万出されておるようでございますが、琉球政府が出してあるものと合わせてこの特別会計は総額どのくらいあるわけですか。

○政府委員(山野幸吉君) 漁船建造資金融通特別会計で、琉球の産投会計からの出資が八千万、それから日本政府、それから琉球政府の運用部資金の貸し付け金でございまして、それが琉球が七千二百万、日本政府が一億、それで一億七千二百万、合計二億五千二百万になります。自己資金等を合わせますと、全体として三億四百二十万円となっております。

○川村清一君 この三億四百二十万円というのは、これは漁船建造資金特別会計、これは了解できました。そうしますと、中金のほうのこれから漁船建造資金が出ないといふれば、先ほどの特達局長の御説明によると、十トン、二十トンクラス

の船というようにございまして、そうしますと、それ以上の大型船に対する融資の道はないわけでございますか。

○政府委員(山野幸吉君) 現在までのところは、たしか従前は開発金融公社のほうから大型船に対して融資がされておったように承知しておりますが、琉球政府の資金会計からは出ていないわけでございます。

なお、追加して申し上げますと、明年度のこの会計における貸し付け計画でございまして、これはまだ確定しておりません。一応の予想でございますが、五トン級が八隻、二十五トン級が三隻、五十トン級が九隻、二百トン級が一隻、この八割融資を考えているようでございます。

○川村清一君 どうもただいまの御説明と沖縄の漁業の現有勢力とを比較してみてもちよつとふに落ちないのですが、言うまでもなく御承知のことだと思ふんですが、船といふものは非常に金のかかるもので、百トンぐらいの船をつくるのと、近代的な装備をしつかりするとすれば、数千円から、三百トン型の船でありますと、一億六、七千万、船の装備、施設にかかるわけですね。そうすると、ただいまのお話で、あらゆるものをひくるめて三億四、五千万ぐらいの資金を使つたところで、たいした船なんてつくれないと思う。ところが、これは沖縄政府で出している「沖縄経済の現状」という、これを検討してみますと、現有勢力で近海漁業に従事してある五トンから五十トンクラスの船が一九六六年に二千九十二隻ある。それから遠洋漁業に従事している五十二トン以上の船——これは日本の漁業白書のようにもつとこまかく分析すればいいと思ふんですが、五十トン以上となっていますから、百トンもあるだろうし三百トンぐらいのもあるだろうと思ふんですが、とにかく五十トン以上の船が千一隻あ

る。これは結局、沖縄島という島の財政力や何かから見まして、まあ本土の県と比べてみれば鹿児島県とか徳島県とか、そのくらいの県程度の財政力なんです、いわゆる生産力というものは。そういう県と比べてみて、五十トン以上の船を千十一隻も持っているんですよ。これは沖縄政府で出した本ですが、これだけの現有勢力を持っているのが漁業の実態なんです。これが非常に困っているからそこで一億出すと、一億ぐらい援助したところで、船なんというものは、とてもじゃないけれども、何隻もできませんよ。いまかりに水産高等学校でも練習船をつくらと、七十トンぐらいの練習船をつくれれば八千万円ぐらいかかるんですよ、船一隻つくるのに。それを、一億金を出して一休だけ船がきますか。総額で三億そこそこの金である。それでこれだけの勢力を持つておるのですからね。私はちよつと納得できないのですが、もう少し御説明願えませんか。

○政府委員(山野幸吉君) ただいま御指摘ございました数字でございますが、私のほうで琉球政府の「沖縄概観」という、これも琉球政府で出している資料でございますが、これによりますと、一九六六年におきまして漁船の総隻数五百四十隻となっております。総トン数が一万七千四百三十七トン、このうち百トン以上が三十九隻ございまして、五十トンから百トンまでが十七隻、二十トンから五十トンまでが百十二隻、それから十トンから二十トンまでが九十一隻です。五トンから十トンまでが十八隻、一トンから五トンまでが二百六十三隻と、こういう数字になっております。これはどちらが正しいかよく調べてみないとわかりませんが、したがって、私どもとしましては、これはもちろん御指摘のように、三億の資金ではとても沖縄の漁船の建造費をまかなうというにはきわめて不足であろうと思ひます、実態は、しかし、いまのところ私どもは琉球政府の出されます計画に基づきましてできるだけ援助をしてきておるわけでございまして、御指

摘の趣旨については私どもも同様に考えております。

○川村清一君 それじゃ、私のほうも資料の見方が間違つておつたか何かと思ひますのでさらに検討してみますが、これに関連してさらに進めてみますが、漁業権の問題ですけれども、漁業権の許可権限はアメリカ政府が持つておるのか、沖縄琉球政府が持つておるのか。漁業権の許可権限はどちらが持つておるのですか。

○政府委員(山野幸吉君) これは行政主席になつております。

○川村清一君 そうしますと、遠洋漁業や、こういう漁業の経営の実態というものを御調査された資料をお持ちでございますか。と申しますのは、山野さんは北海道にいらつしやつたのでよく御存じだと思ひますが、沖縄政府は沖縄の島の方に對して漁業権を許可するのでしょうか。本土の者の名義に許可するのでないのでしょうか。これを聞いておきたい。

○政府委員(山野幸吉君) これは、やはり沖縄に籍のある人、法人に對して許可されるわけでござい

○川村清一君 なるほど許可は沖縄の島人といひますか、沖縄の人の名義に許可はなつておる。しかし、その漁業の実態経営は沖縄がやつておるのではなくて本土がやつておる。御承知のように、特に遠洋漁業なんというものは大なる経費がかかるわけですから、船をつくるだけで、建造資金はこれはまるまる全部融資を受けられるわけでもないです、自己資金が要るわけですね。ちよつとした

船をつくらと一億や一億五千万かかるわけですから、近代設備から何からすると、そうすると、幾ら貸し出されたところで融資のワケは八割ぐらいのものではない。そうすると、二割や三割自己資金を持たなければならぬということになります。

三千万や四千万自己資金を持たないと船はつくれないわけですね。それから今度漁具を集め、そして着業資金がばく大に要るわけですね。相当の資金を持たなければ遠洋漁業なんというものは経営

できないものなんです。そこで、権利は確かに沖縄の方が取つておるけれども、実際の経営は沖縄の方がやつておるのではなくて、これは本土の特に大資本企業、これはあなたよく御承知のように、北洋の母船式サケ・マス漁業なんかもつて、実際は個人の名前になつておつても、実質経営は

がやつたり日本がやつたり、その他大企業が経営をやつておるのですから、いま母船式サケ・マス漁業をやつておるのも何百隻の中で、これは私

的確定にはわかりませんが、半数以上は実際の経営というものは大手に移つておるのじゃないかと、このようにさへ思ひます。ですから、沖縄の島に、島人に経済力のない漁業者が一体遠洋のカツオ・マグロ漁業なんて容易にこれにできないのですよ。そういうような経営になつておらないのかどうか。結局、沖縄の方の名前にはなつておるけれども、うまい汁はみんな本土の資本に吸い取られておると、こういうふうな経営になつておらないのかどうか、その点はよく御調査になつておられますかどうか。これは北海道あたりでもたくさんあるのですから、私はおそろしく沖縄あたりにはないふんそうという傾向があるのではないかと思ひますが、その点いかがでございますか。

○政府委員(山野幸吉君) 確かに漁業経営の場合におきまして、本土におきましては、そういういま御指摘のような実態だろと思ひます。沖縄の場合におきましては、以西底びきの漁船等については、運営上実態がいま御指摘になつたような種類のものもあるように私どもは聞いております。ただ、インドネシア海域に出ております漁業についてはあまりそういうことは聞いておりません。それから、その他の遠洋漁業につきましては、これはまあ私どもは実情を調べておりません。したがって、御指摘のような点につきましては私も今後よく実態を調べてみたいと思ひますが、私がいま一般的に承知してあります限りでは、本土のような実態ではないかと思ひます。御指

摘の趣旨については私どもも同様に考えております。

○川村清一君 私は、残念ながら、沖縄へまだ一度も行ったことがないので、それで、私がいろいろ話をしましてはだで感じてないので、書物を読んだりなんかして、目で見た知識で言うので、的はずれのようなことを言つておるかもしれせん

ので、その点がいま少しは恐縮なんですけれども、私がいろいろ聞いたところからいふところによりますと、本土で相当なるになつてしまつたものを向こうへ持つて行つて、それで向こうの方に貸して、向こうの方に権利を取らして、そうしてそれを本土の資本家が経営しておるといふことをや

はり私自身は聞いておるのです。しかし、実態を見ておられませんから、自信を持つて言えませんが、これもやはり問題ですから、いわゆる本土の資本家にのみうまい汁を吸われて、そうして沖縄の人は……それでなければ相当の資本力が必要なんです、遠洋漁業なんかは沖縄の島の島で私

はこんな発展できるはずがないと思ひます。鹿児島県や徳島県やそういう島でできますか。なかなかだと思ひます。ですから、これ、ひとつ調べていた方がいいということ、もう一点お聞きしますが、沖縄の陸上はこれはもちろん日本領土でありますけれども、施政権はアメリカが持つておる。そうすると、海はどういうことになるのですか、いわゆる領海というやつ、この領海に對する行政権というものはアメリカが持つておるのですか、日本が持つておるのですか。

○政府委員(山野幸吉君) これは沖縄の領土に、この土地でございますが、その領土そのものに對して日本は潜在主権を持つておりますが、占有権はアメリカにあり、行政権はアメリカにあるわけ

です。したがって、一般的に領土に附帯する領海というものの對する潜在的主権はあると見るべきだと考えております。しかし、事実上行政権は及んでいないわけでございまして、

○川村清一君 事実上行政権は及んでおらないと

いうことは、その領海に日本の行政権が及んでおらないことですか。アメリカが行政権を執行していることですか。それはどういふことですか。

○政府委員(山野幸吉君) これはいつも引き合いに出されますように、平和条約三条によりまして、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対し全体の施政権を行使しております。したがって、日本政府は、沖繩の領土またそれに附帯する領海に対する潜在的な主権は持つておる、しかし行政権はアメリカにある、こういうふうに考へております。

○川村清一君 潜在的な主権を持つておることはよく承知してゐるのです。

○政府委員(山野幸吉君) わが国は領海三海里説と聞いておりますから、そういうことだろうと考へます。

○川村清一君 それじゃ、日本の漁船、すなわち農林大臣から漁業権を許可された漁船、あるいは鹿児島県、宮崎県の知事から許可された知事許可の漁船、こういう船が沖繩のその三海里の中に入つた場合においては、これは領海侵犯といふことになるのか、ならないのか。それから、その中に入つたときに、日本の漁業権はそこで漁業権の規制を受けるのか、受けないのか。これはどういふことになりまうか。

○政府委員(山野幸吉君) これはほかの問題でも、そうでございますが、本土の漁船が向こうへ入つて行く場合には向こうの法規制を受けるわけでございまして、したがって、一定の手続をとつて入城の許可を得ないと入つて行けない、ましていふや、そういう漁業権——漁業を営む、漁業を行なうといふようなことは一方的にはできないわけでございます。

○川村清一君 そうすると、日本のたとへば鹿児島県の船が沖繩の領土から三海里以内に入つて漁業を操業した場合には、届け出をしないであつた、そうすると、外国と同じように取り扱いで領

海侵犯になる、その場合においては沖繩政府によつて拿捕されるのか、アメリカの民政府によつて拿捕されるのか。それから、そこには日本の——いまだ重大なことをおしやつたのですが、それを確認しておきますよ——日本の漁業法はその中で行使されるのかされないのか。漁業法の適用を受けるのか、受けないのか。このことを聞いておきます、これは重大ですからね。

○政府委員(山野幸吉君) そこは、アメリカの施政権下でございますから、したがって、日本の漁業法はもちろん適用になりません。

それからまた、領海を侵した場合の拿捕その他の手続等は、詳しくは承知していませんが、事実上、琉球政府の機関がそういう措置をとるといふことになりまうかと考へます。

○川村清一君 いまここで議論しませんけれども、あなたがいま私に答弁されたことは重大な問題ですから、これはいづれ北方領土の問題、安全操業の問題が出てくることであつて……北方のあの国後の領海の近くに行つて、北海道のいわゆる知事許可を受けない船が行つて、そうしていわゆる漁業違反をやつた。それが裁判になつた、漁業法の適用を受けるか受けないかといふことで、そうして、これは釧路地方裁判所は、漁業法の適用を受けないといふことでこれは無罪の判決をしたが、しかし、これは北海道にはきつて重大な問題であつて、これはいま控訴されている。で、私はこれを農水委員会でもつて昨年質問して、そうして外務省並びに水産庁のほうの意向を聞いた、これは漁業法といふ法律は属人主義のためをえをとつてゐるので、外国の領海に行つて違反をやつても、日本の漁船は漁業法の適用を受ける、漁業法違反した場合には日本の漁業法によつて処罰される、こういうことを国会ではつきり言つてゐるのです。外務省も言つておるし、これは水産庁が法務省と打ち合わせた上で私にそういう答弁をした。あなたは、日本の漁業法の適用は受けないのだと、こういう答弁を私にされたが、これは重大な問題ですから、いづれあとで質問いたしま

すから、よく研究しておいてください、いまたいへんな裁判上の問題になつておりますから。

それでは、全然問題を変えて一点だけお聞きしたいのですが、これは「沖繩の世論」といふ琉球新報社で出した本ですが、これをずっと見まして非常にもしろく感じたのです。これに関連してちよつと尋ねますが、実は琉球新報社で世論調査をやつたわけですが、次のようなことであるることをやつてゐるのですか、こういう問いを出してアンケートしたわけですが、それは「松岡主席はつぎのことについてこれまでどの程度の実績をおさめたでしょうか。それそれあてはまるワケ内に○印をつけて下さい」、こういうこととす。その調べた項目は、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、

ヘ、ト、チ、リ、ヌまであるわけですが、イは、農林漁業政策についてはどうか。これは「非常によかった」、「よかつた」、「普通」、「わるかつた」、「非常にわるかつた」、「わからない」、この六項目について○印をつけるのです。イは「農林漁業政策」、「ロは「日米援助の増額」、「ハは「住宅対策」、「ニは「減税問題」、「ホは「施政権返還の推進」、「ヘは「社会保障」、「トは「物価の安定」、「チは「暴力の絶滅など治安対策」、「リは「本土との一体化への努力」、「ヌは「主席公選など自治拡大」、これだけの項目について調査したわけですが、それで、ここには非常に高度な政治問題がある。国会でいつも議論されてゐる問題があるわけですが、これに対する反応ですが、やつぱり一般的に政治意識が低いといふか、あまり関心が無いといふか、一般的には「わからない」といふのが一番多いわけですが、「農林漁業政策」なども「わからない」といふのが五三・四%、「日米援助の増額」についても四八・三%、「住宅対策」についても五〇・九%、それから「施政権返還の推進」についても五〇・四%、「社会保障」について四三・八%、それから「本土との一体化への努力」といふのについては四六・二%、「主席公選など自治拡大」といふのについては五一・五%、こういう重大問題について「わからない」といふのがまず半

数近くあるわけですが、ところが、この「わからない」といふのが極端に少ない問題が三つあるわけですが。それは「減税問題」、これは「わからない」といふのは二九・九%、それから「物価の安定」、これは「わからない」といふのが二〇・三%、それから「暴力の絶滅など治安対策」といふのが三二・七%、そして、いま言つた三点だけは「わるかつた」といふのが非常に多いわけですが、「減税問題」について「わるかつた」、「非常にわるかつた」、「わからない」が三四・四%、「非常にわるかつた」が一一・四%、「物価の安定」について「わるかつた」が四四・七%、それから「非常にわるかつた」が二四・五%、「暴力の絶滅など治安対策」、これが「わるかつた」といふのが三一・八%、「非常にわるかつた」といふのが二三・三%。飛び離れて率が高いわけですが。それからもう一つ面白いのは、さらに支持政党、もちろん、民主党を支持されておる方、社大党、人民党を支持されておるその支持政党を持たれておる方についてさらにこれを調べてみたところが、冒頭言いましたように、これは松岡主席がいかに悪いかといふことなんです、松岡主席はこれは民主党の人だ、ところが、民主党であつてさう、民主党を支持する人である「減税問題」については松岡主席、この問題については悪いといふのが四六・五%あるわけですが、それから「物価の安定」については六七・八%あつたわけですが、それから「暴力の絶滅などの治安対策」については四七・八%、いわゆる民主党を支持してゐる方で五〇%近くの人が、この三つの問題だけについては半分近く「わるかつた」あるいは「非常にわるかつた」と言つて、松岡主席のこの問題についての実績を批判してゐるわけなんです。このことから私は、この三つの問題は沖繩においてはいふゆる沖繩の現在の島民のほとんどすべての方が一番の関心事、まず課題に感じておる最大の問題でないかといふふうなこの世論調査の中から私は理解したわけですが、まあ、高度な問題でないかもしれなくても、私はそう理解したいと思ふ。

そこでお尋ねしたいのは、一体沖縄のこの税金、それから物価、それから治安対策、治安の問題、これらの問題は現在どんなような状態になっているのか。先ほど申し上げましたように、沖縄に私行したことがないので一つお聞きするのだから、これほど住民が問題にしているこの三つの問題についてひとつ御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(山野幸吉君) まず物価の消費者物価指数の推移状況でございますが、これによりますと、上昇率は前年対比六一年一・九、それから六三年二・八、六五年一・八、六六年五・五、一九六一年を一〇〇として六六年は一一六になっております。ですから、そうひどい上昇率ではないじゃないかと考えております。それから税の負担の問題でございますが、この全体の負担率、国税、地方税、そういうものを合わせて沖縄の税負担率は、国民所得——住民所得と申しますか、住民所得に比較しまして一九六五年には一二・九%になっております。国税、地方税全体を合わせまして、これを、推計で非常なラフな計算で、まあ正確であるかどうか、多少の不正確はあると思いますが、これを本土の相当県の国税、地方税と住民所得と比較してみますと、相当県は一〇%内外というところにあるように思われます。したがって、特に沖縄の場合は低所得者層に対する所得税の面が少し高いように考えられます。したがって、琉球政府は昨年から本土並みの税負担に持っていきたいということで、三カ年計画を松岡主席がきめられて、去年九しか七百万ドル前後の所得税を中心とする減税をされております。それから明年度は所得税を一千七百万ドル——三十六億円でございまして、一千七百万ドル減税いたしました、所得税一千七百万ドル、そのほか法人税五十万ドル、その他の若干の減税措置をされ、そうして一方では砂糖消費税四十万ドル、石油税五百二十万ドル、物品税二百二十万ドルの税を増税をされ、差し引き五百九万ドルの減税というところでございまして、所得税の面から申しますと、今年度も一千七百万ドル減税されるわけでござ

います。したがって、免税点を引き上げる、その他の措置がとられますので、おそらく、いま申しましたように、本土の相当県あるいは日本国民全体の税負担率より若干高い面は、明年度あたりでほぼ均衡をとれるように持っていられるように聞いております。

○川村清一君 局長、私はなにもあなたを糾明していることもなんでもないで、私、心配していることを聞いて、あなたに実態はどうだということをお尋ねしておるのだから、なにも弁解がましいことは言うことではないので、話し合いの中で意見が一致して日米琉球諸問題委員会というものができたのです。そういうような中でこういうような問題をひとつ問題にして、そうして一日も早くすべての面で本土と一体化をしたい、こういう気持ちで言っているのだから、なにも糾明しているわけじゃないのだから、なにも弁解がましいような、そういう回答をしてもいたくないわけですね。税金がまあ少し高い、しかし明年度あたりには本土並みになるでしょうなというようにすることは、こういうことになってくれることを望んで私は尋ねているので、それで、ここに琉球銀行調査部で一九六六年九月に出した「琉銀ニュース」という本がある。これを見ますと、本土と沖縄との所得税の比較は、給与所得の層は本土のほうはずっとありまして、一番わかりやすいところを拾ってみますと、二千一百一十ドル、これを邦貨に直すと大体七十五万九千九百六十円、大体七十六万円、所得で、この二千一百一十ドルの本土の方は税率が一〇%かかって税額は五十ドル、実効税率は二・四。ところが、沖縄の方は、同じ二千一百一十ドルの給与を取らている方は、この方は税率が三〇%かかって、税額は二百九十ドル取られる。実効税率は一三・七なんです。本土のほうは五十ドル、これに対して二百九十ドルのこれは税金を取られておる。このくらい税金が違うわけですね。これは一例なんです、非常に所得税が高いので、所得税を高くしなければならぬという理由にはわかりますけれども、あまりに高い。

この高いことがこういう世論調査にあらわれているわけですよ。

それから物価ですよ。物価だつて、これはまあ日本本土も物価高騰に悩んで、一番大きな政治問題になっているわけですが、ところが、調べてみると、やっぱりいろいろ矛盾がある。この本にこう出ているのですが、こういうふうによつたり物品税というものが——これは一番の悪税ですよ——非常に高いんですね。そうして、また矛盾があるわけですよ。これはどういふものですかね。一類から六類まである。そうして第一類が一番税率が高くて、パチンコ機械だとか、お菓子、サツカリン、これは四〇%かかっている。第二類が庭園裝飾用品、それから華道用具類、これが三〇%。第三類が乗用自動車、テニス用具、漆器類、これが二〇%。第四類が綿織物、皮製品、これが一五%。第五類、第六類がとも私はこれはおかしいと思うのですが、身辺用細貨類、楽器、ゴルフ用具等、これが一〇%。それから六類が貴金属製品、玩具、文房具、これが五%。われわれの常識から言うと、ぜいたく品、奢侈品——時計だとか指輪だとか、こういう貴金属、こういうものが一番税金が高いわけですよ。ところが、それが一番安いんだ、沖縄では、これは五%しかからない。ゴルフ用具なんというものは一〇%しかからない。そうして生活必需品のものは四〇%、三〇%という物品税がかかっている。これはどういふわけなんですか。これはアメリカの軍人が買うからですか。これはそうとも解しなれば——アメリカ軍人のサービスのために、アメリカ人のサービスのために、ゴルフ用具だとか、それからこういう貴金属品に税金を、物品税を安くして、値段を安くしているのか。そうして、沖縄人が毎日必要とする生活必需品に、大きな税金をかけている。これなら、こういう世論調査になつてあらわれてくるのは、深くは当然ではないかと思うのですが、どうですか。ひとつ、そういうことを弁解しないで、事実そうならそうだとおっしゃってください。

○政府委員(山野幸吉君) 従来、物品税が、いま御指摘になつたような実態であることは、事実でございます。

で、これは、いろいろ理由があるようでございしますが、私もとしましては、沖縄が、特に観光その他の面から、相当観光等にも力を入れておる結果そういうことになつておるという話も聞きます。また、琉球政府自体としてやはり改正したいけれども、いろいろな事情があつてにわかに変えられないというふうなこともあるように聞いております。いずれにしても、この物品税につきましては、所得税減税の問題と関連いたしまして、やはり税全体を調整せよいかぬという機運になつております。したがって、実は、この物品税は布令でできていたわけでございしますが、最近布令が廃止されて、そうして琉球立法院の立法による物品税が課されることになつております。そうしてそれに関連しまして、従来の物品税の考え方を検討しようということになつておるようでございまして、私も、近い将来の琉球政府の真剣な検討の結果に期待をかけておるわけでございします。

○川村清一君 さつきお尋ねした中で一つ御答弁がないのですが、暴力事犯、治安上の心配が非常に多いというところが出ています。治安問題が起きている。どういふことかと思つて、これもいろいろ調べてみたのです。青少年の犯罪が一番多い。私はもつとあれかと思つていたので、年々ね、青少年の犯罪がこれはものすごく多い。年々ふえてきている。やはりこの心配が世論調査になつて出てきている結果だと思つております。これに対して何か対策を考えていらつしやいますか。対策を考えているというのをあなたに聞くのはおかしいのですけれども、これは一体どういふふうなことでございしますか。特に自動車どろぼうというのが非常に多いですね。青少年の自動車どろぼう、これは非常に多い。これに出ている、青少年白書に、非常に多いのです。

○政府委員(山野幸吉君) 御指摘のように、本土

もそうでございますが、特に沖縄におきましては、わゆる青少年犯罪というものは激増してきております。したがって、まあ私も去年は青少年局長も現地に行つてもらつたりしまして、いろいろ向こうの相談に乗つていただいたりしてありますが、琉球政府のほうでもこの青少年犯罪問題を非常に大きく取り上げておられて、私も琉球政府の検討される、あるいは樹立される青少年対策に対して、側面的でございますが、できるだけ援助をしたい、あるいは技術的な指導など、あるいはその他の側面的な援助をいたしたいと思つております。まあ、確かに若干特殊な地位にある関係もありまして、そういう青少年の不良化、犯罪激増等に対しては、本土政府としても十分関心を持って対処しなきゃならぬ、かように考えております。

○川村清一君　もう時間が過ぎましたからこれでやめます。

そこで、沖縄地域における産業振興開発等のために琉球政府に対して資産の貸し付けをするという、こういう法律案でございますが、資金の貸し付けをするということは、産業開発をすることを目的とし、産業開発されて沖縄の経済発展することを願つてゐるわけですから、経済発展するということは、単に一部の者が金もうけすればいいということではなくして、経済発展をするということとは、やはりその沖縄に住む人々の生活が安定するということ、民度が向上すると、こういうことをねらつてゐるわけなんです。それはすなわち本土と一体化するということなんです。いま指摘いたしましたようなやうな税金の問題であるとか、物価の問題であるとか、あるいは治安上の問題であるとか、こういうような問題をとにかくきちつとやつて、そうして沖縄のほんとうに人々の生活が安定されるような方向に、せっかくその資金が使われるようにやつてもらわなければ困りますので、私はその要望を申し上げまして質問を終わります。

詳細にわたりまして、いろいろとお調べの事柄につきまして御意見を承りましてありがとうございます。

私も、さういふ現在の沖縄の現実に対してはつきりとした認識を持つと同時に、また、来たるべき施政権返還の際までの間におきまして、諮問委員会等を通じて調整に努力いたしたい、かように考えておられます。また、本土に施政権が復帰いたしました際におきましては、さういふ点を真剣に取り上げて、りっぱな日本本土の一員としてあるべき姿に戻さなければならぬ、かように念願しております。どうぞよろしく御協力をお願いいたします。

○春日正一君　この間の質問、一つ漏れがあつたので、それを確かめておきたいのですが、いまもお話しになつた産業開発等資金融通計画、この第一ページを見ますと、第二項に、「鉱工業の振興に必要な資金」として産業開発金融公庫（新設予定）十二億六千万円、それから「中小企業の振興に必要な資金」、大衆金融公庫九千万円、こうなつてゐるわけですね。そうすると、この間の私の質問のときには、産業開発公庫が琉球政府に移管されるということがおかれてゐるので、それで大衆金融公庫にこの十二億六千万円を繰り込むということだつたのです。そして、それを聞いてみると、何か速記録を調べてみると、私の印象がさうだつたから調べてみたのですが、主としてこの十二億六千万円を中小企業の振興のためにその融資に充てるというやうな答弁をあなたされておつたけれども、しかし、この表で見ると、中小企業の振興のためにいつて組まれてゐるのは、九千万円、あと十二億六千万円というのは、産業振興のための必要な資金ということで別に組まれてゐるのです。そうすると、これは中小企業のための資金じゃなくて、これは別の目的で組まれてゐるために運用されてゐるので、ただ形式上大衆金融公庫にその仕事を委託するというものであつて、内容は、十二億六千万円の内容が中小企業安定に全部変わつてしまつたということではないんじゃない

かという気がするんで、その辺はつきり確かめておきたいと思つてます。

○政府委員（山野幸吉君）　大衆金融公庫に対して九千万円は、これは大衆金融公庫が中小企業金融公庫の役割もしておりますので、中小企業の近代化、合理化というための資金としての九千万円でございます。で、先ほど御指摘がありましたように、今回の十二億六千万円は、この特別な金融機関を創設する予定であつたところ、それがおかれてゐる、したがって、さしあたり産業投資特別会計からこの産業開発の特別会計の中に入れます。十二億六千万円。そして、それを大衆金融公庫に業務委託をしまして事実上貸し出していくと、こういうことでございますが、その資金の使途でございますが、これはやはり中小企業でございます。もちろん砂糖・パイン等の合理化資金も入りますが、たとえば肉牛を中心とする畜産業とか、あるいは製造加工業とかその他の中小企業の開発資金と申します。新規企業の育成と申します。そういうことを中心にしてこの金を出していくということに予定してゐるわけでございます。したがって、前回の御説明申し上げました趣旨とさうあまり変わらなかつたと思つてお

○春日正一君　ちよつとそこところが、あなたの答弁を聞いてみると、これは沖縄の産業の開発のための各種の中小企業の振興のための一般的投資、たとえば木材加工であるとか、砂糖・パインの産業、それから海運振興等の資金にも向けられます。さういふことを言つてゐる。そうすると、いま前の質問者が言われたやうに、漁船の建造とかなんとか、さういふたやうなものは別に予算を組んでゐる。さういふと、海運の振興ということになると、これは小さなものじゃない。砂糖といつても、あそこには本土から行つてゐる大きな会社が四つもあつて、さういふものも含まれてゐるわけでしょう、中小企業に。というのは、特別に九千万円組まれてゐるのだから、その別なものなんだと、さういふことですね。さうして、砂糖

とか木材とか海運とか言われたけれども、これはやはりさういふことをやつてゐるのは相当大きなものがあるわけでしょう。さういふところへは融資しないというのですか。

○政府委員（山野幸吉君）　まあ、沖縄におきましては、先生も御承知のやうに、さう大企業というやうなものはございせん。したがって、私どもは、鉱工業といひましても、地場産業としての中小企業中心の新規設備資金等を予定してゐるわけでございます。大衆金融公庫も従来のやうに中小企業の近代化合理化資金を専門に貸し付けてきてまいつておりますが、それとは別ワケに、新たにさういふ地場産業を興すための、中小企業を興すための資金である、さういふやういふ私どもは考えてゐるわけでございます。

○春日正一君　じゃ、もう一つ聞きますがね、大きい企業はないと言つても、沖縄にある大きい砂糖会社はどんなものですか、いま大体四つと大ざつぱに言つたけれども、会社の名前を。

○政府委員（山野幸吉君）　ちよつと正確な資料は持ち合わせておりませんが、大きい砂糖企業でも五十万ドルから百万ドル程度の企業であります。

○春日正一君　まあ、非常にそこところはつきりしないのですがね。たとえば台糖とかなんとか、さういふものが向こうへ行つてやつておられます。現地の資本は、沖縄という規模では大きいでしょう、沖縄という規模からすれば、本土の会社の規模から言へば、たゞいかに小さいけれども、そこでの相対的な比重というところには、これは大きなものになる。さういふことはお認めになるでしょう。

これで大体いいです。

○委員長（伊藤五郎君）　他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤五郎君）　御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見の

おありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。春日君。

○春日正一君 共産党としては、沖縄の産業を開発する、本土の水準に引き上げるというために、産業の投融資をやることは必要だと思つてゐるし、もつとふやさにやいかんというふうに思つております。しかし問題は、この財政投融資がどこへ投融資されるかという問題になりますと、この質問を通じてもある程度明らかになつておりますけれども、たとえば一番大きい項目が産業開発資金の十二億です。それから住宅の十億というところで、結局、そういう財政投融資の運用というものが、ほんとうに沖縄の産業に実際に従事している、働いている中小企業だとか農民とか、そういうものの基盤を強化していくというところでなくて、やはりそこでの大きな資本、産業、会社を育成していくところに主として向けられるというふうには考えられる。そして、その点では、本土で私どもが今年度の予算でも反対してきた財政投融資の、こういうものと大体同じ方向を持つてゐる。そういう意味で私どもは、この使道そのものがほんとうに沖縄県民の望みにならうというものにはなつていない、そういう意味で反対します。

○委員長(伊藤五郎君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(伊藤五郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(伊藤五郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。山本君。

○山本茂一郎君 私、ただいま可決すべきものと決定されました、沖縄地域における産業の振興

開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法案に對しまして、自由民主党、日本社会党、公明党、民主社会党の共同提案として附帯決議案を提出いたします。

案文に取り上げようとする事項は、委員会審査の過程で十分論議されたところでありますので、趣旨説明を省略させていただきます。案文を朗読いたします。

沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法案に對する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に當り、次の諸点に配慮すべきである。

一、沖縄の基地依存経済の体質を改善し、経済の自立体制の確立と、その安定した発展を確保するため、長期経済計画を速やかに樹立すること。

二、沖縄に對する財政資金の融資については、今後その増額を図るとともに、基礎産業の振興等、本土との一体化を前提として融資対象を選定し、実情に即して長期かつ低利の貸付けができるよう特に配慮すること。

三、財政資金の沖縄における貸付けについては、速やかな受入機関の整備ならびに適正な運営が期せられるよう万全の配慮を払うこと。

四、沖縄に對する財政援助について、今後ともその増額を図ること。

右決議する。

以上であります。

御賛成くださるようお願いいたします。

○委員長(伊藤五郎君) ただいま山本茂一郎君から提出されました附帯決議案を議題といたします。

山本茂一郎君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(伊藤五郎君) 全会一致と認めます。よつて、山本茂一郎君提出の附帯決議案は全会一

致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に對し、田中総務長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいまお述べをいただきました四党共同の附帯決議に對しましては、その内容につきまして、御意見の存するところを体しまして鋭意努力いたしたいと思つ次第でございます。

ありがとうございます。

○委員長(伊藤五郎君) なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(伊藤五郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次回の委員会は五月十七日金曜日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十四分散会

昭和四十三年五月二十一日印刷

昭和四十三年五月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局